

白河市景観まちづくり活動事業補助金交付要領

改正

令和4年10月21日要領第298号

(目的)

第1条 この要領は、白河市景観まちづくり活動事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 要綱及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 協定区 白河市景観条例第27条第2項の規定による市長の認定を受けた景観まちづくり協定に定められている区域
- (2) 自然素材 木、竹、石など自然界に存在する素材をいう。
- (3) ベンチ等 二人以上の者が座して休息をとることのできる椅子をいう。
- (4) 灯籠その他の夜間照明 照明器具を接地させて使用し、地面及びその周囲を照らすことを目的としたものをいう。
- (5) のれん 屋号又は店舗名等が記された建物の軒先に設置する布等をいう。
- (6) 日除けのれん 屋号又は店舗名等が記された建物の軒先に設置する日除けのためののれんをいう。

(事業実施の規模)

第3条 要綱第3条に規定する団体が活動する区域は、景観まちづくり協定区内の全部又は一部の区域とする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年11月5日から施行する。

附 則（令和4年10月21日要領第298号）

この要領は、令和4年10月21日から施行する。